

オーストラリア渡航申告書 (Australia Travel Declaration) の提出の義務付け

【ポイント】

- 12月9日(水)以降、豪州へ入国または乗り継ぎを希望する全ての者(豪州人及び永住者含む)に対し、オーストラリア渡航申告書 (Australia Travel Declaration) の提出が義務付けられました。
- 豪州への出発の少なくとも72時間前までに、オンラインで必要な情報を登録してください。

【本文】

1 12月9日(水)以降、豪州へ入国または乗り継ぎを希望する全ての者(豪州人及び永住者含む)に対し、オーストラリア渡航申告書 (Australia Travel Declaration) の提出が義務付けられました。豪州への出発の少なくとも72時間前までに、オンラインで必要な情報を登録してください。

なお、この事前登録を行わない場合、飛行機に搭乗出来ない、または、豪州到着時に、入国までに長時間を要する可能性があるとのことです。

詳細やオンライン申請フォームについては以下のリンクをご参照ください。

○豪州内務省ホームページ  
(オーストラリア渡航申告書)

<https://covid19.homeaffairs.gov.au/australia-travel-declaration>

(オンライン申請フォーム)

<https://www.health.aero/au/>

2 各航空会社のHPでも案内されておりますので、併せてご参照ください。

○全日空(ANA)ホームページ

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200501/#immigration>

○日本航空(JAL)ホームページ

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafe/flights-service/quarantine-immigration/>

3 なお、メルボルン空港に到着される方は、オーストラリア渡航申告書に加え、ビクトリア州検疫到着フォーム (Victorian Quarantine Arrival Form) へのオンライン申請が求められております。

○ビクトリア州政府ホームページ(オンライン申請フォーム)

[https://mqservices.justice.vic.gov.au/csp?id=djcs\\_csp\\_index](https://mqservices.justice.vic.gov.au/csp?id=djcs_csp_index)

**【在シドニー日本国総領事館】**

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email : [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>